

第226回一関市教育委員会定例会

日時 令和3年10月20日（水）

午後1時30分から

場所 会議室棟第4会議室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第22号 一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の
制定について

3 報 告

- (1) 新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場建設（建築）工事の請負契約の締結について（資料No.1）
- (2) 新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場建設（電気設備）工事の請負契約の締結について（ 〃 ）
- (3) 新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場建設（機械設備）工事の請負契約の締結について（ 〃 ）
- (4) 行事報告及び行事予定について（資料No.2）

4 その他

- (1) 令和3年度学校教育行政の重点について（学力向上）（資料No.3）
- (2) 令和3年度児童生徒のインターネット利用実態調査について（資料No.4）
- (3) 一関地城市立幼稚園統廃合基本方針説明会の実施結果について（資料No.5）
- (4) 藤沢小学校・新沼小学校統合基本方針に係る地区懇談会の結果について（資料No.6）
- (5) その他

5 閉 会

第226回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第22号	一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の制定について
--------	---------------------------------

議案第 22 号

一 関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和 3 年 10 月 20 日提出

一 関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一 関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

一 関市教育委員会代決専決規程（平成17年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 5（第 9 条関係） 課長及び教育機関の長の専決事項		別表第 5（第 9 条関係） 課長及び教育機関の長の専決事項	
[略]	[略]	[略]	[略]
教育機 関の長	1 <u>教育機関の長の 4 日以内の休暇の承認に関すること。</u>	教育機 関の長	1 <u>教育機関の長に係る次の事項に関すること。</u> (1) <u>4 日以内の休暇の承認に関すること。</u> (2) <u>勤務時間の割振りの変更の承認に関すること。</u> (3) <u>私用車を公務使用する場合の承認及び運転命令並び に確認に関すること。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

理由

教育機関の長に係る勤務時間の割振り変更の承認と私用車を公務使用する場合の承認及び命令並びに確認について、事務の効率化を図るため、教育機関の長の専決事項にしようとするもの。

以上が、この議案を提出する理由である。